

令和2年11月定例農業委員会 会議録

令和2年11月11日（水）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
- ・ 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について

4. その他

5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、令和2年11月農業委員会総会を開催させていただきたいと思っております。

開催の前に、委員の皆さんにお願いを申し上げます。

本日の会議は、議事録作成のため録音を行っております。マイクの混線や雑音が入るのを防ぐため、ご発言の際は挙手をし、議長が指名するまでお待ちください。

また、ご発言は議長からのご指名の後、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

開会にあたり事務局長よりご挨拶申し上げます。

・局長

皆さん、おはようございます。

コロナウイルスにつきましては、皆さんご承知のとおり、第3波と思われるような、そういった状況で、非常に心配しているところです。

そういった中、今日は非常に天気がいいのにもかかわらず、農繁期で本当に忙しい中、11月農業委員会に出席いただきまして、どうもありがとうございます。

さて、後ほど事務局よりも説明させていただくんですが、今年12月議会に、県下でも初めてになりますが、橋本市農業振興条例を議会の方に提案させていただく予定をしています。皆さん方からも要望を頂き、なおかつ私たちの案につきまして様々なご意見を頂きましたこと、改めてお礼をさせていただきます。

市内農業者、それから、それぞれ、田畑をお持ちであるにもかかわらず耕作をしていない方にも、この条例というのはしっかりと田畑を守っていきましょうという、そういった内容になっています。

12月議会では議員の皆さんから様々なご質問等があると思いますが、皆様方から頂いた意見を参考にさせていただいて、しっかりと説明をして、条例の制定に向けて頑張りたいと思っておりますので、どうぞご支援よろしく申し上げます。

それから、先日、この場所ですが、橋本市の農業者の方と、それから、市内外飲食店等事業所の皆さんとのマッチング商談会というのを開催させていただきました。第3回になりますが、ここ

で市内で作った農産物を市内の事業所で使っていただくような商談がいくつか成立しながら、私たちも本当に期待をしているところです。

元々流通という流れがある中で、そこに市内の農産物を使っていただくというのは非常にハードルも高いところもあるんですが、飲食店、それから旅館等を経営されている皆さんも、地産地消をやっばしやっていきたいという、そういう思いで出席いただいて、こちらで作った、橋本市で作った農産物を使いたいという、そんな要望も頂いています。

今回は特に県外からもお越しいただきまして、本当に大きな広がりにつながればいいんじゃないかなと、そんなふうに思っているところです。

こちらについても、皆さん方の今後ますますの支援をお願いしたいと思います。

一方で、昨日なんですけど、かつらぎ町で死んでいたイノシシが豚熱に感染していたという報告がありました。皆さん方の周辺でもイノシシ等が死んでいたりしたら、農業委員会もしくは農林振興課の方に連絡を頂きたいと思います。

つい先ほども死んでいるという報告があったんですが、もしかしたら交通事故に遭っていたから死んでいたんじゃないかなという、そういったことも含めて私たちも調査に入りたいと思いますので、どうぞ協力お願いしたいと思います。

今日は本当に大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それから、1点だけ、今日、後ろの方というんですか、かわいらしい女性が座っています。彼女は池田委員さんのところに、県の農林大学校の方から研修生として池田さんのもとで今働いています。いろいろ勉強してくれています。今日は農業委員会の様子をとということで傍聴に、初めての、恐らく農業委員会始まって以来初めての傍聴になると思うんですが、ご出席してもらっていますので、皆さんの傍聴の許可も併せてお願いしたいなというふうに思います。

・・・さんといいますが、本人から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

・ホリ

和歌山県農林大学校から来ました・・・と申します。将来は農

業法人か観光農園に就職したいと思っています。今回このような貴重な経験ができる機会をくださり、まことにありがとうございます。よろしく申し上げます。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

11月定例の農業委員会ということで、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。朝夕、気温が大変下がりました、冬やなという感じになりました。

さっき局長からも話ありましたが、寒さに大変抵抗するということか、強いコロナウイルスでございまして、それで、部屋を密閉するような機会が多いということから、第3波というような感染拡大が見られてございまして、大阪では昨日200人を超え、北海道でも200人を超えというようなことで、収束はまだまだ先になるような感じでございますが、皆さん方には十分自己管理をなされまして、頑張ってくださいなというふうに思います。

さて、世界のリーダーであるアメリカ第46代大統領に民主党のバイデンさんが勝利宣言をいたしまして、確実となったと。アメリカの大統領は代わる、日本の首相も新しくなると、これ令和2年度の大きな注目されるようなことでございます。

それで、私たちにとりましては農産品の対応の仕方、要するに輸出入にどんなような影響が出てくるのかなというふうに、大変、私自身関心を持っているところでございます。

皆さん方には先般から農地利用状況調査、ご尽力を頂きまして大変ありがとうございました。私も調査の中で、昨年耕作をしていたところが今年はまだ休耕地、そういう例が見られまして、大変厳しいんやなというふうにも実感でございます。

中でも山間に行きますと、もう再生はとて無理やというふうな農地もございまして、これからこれらの農地の扱いについてちょっと考えていかないかなというふうな時期になつとるんでは

ないんかいなというふうな感じを持っております。

また、人・農地プランの協議におきましても、それぞれそれぞれ各地におきまして協議を持っていただきまして、農業の実態というのが明確になったと思います。それで、共通した課題と、それと地区地区で特有の課題が明らかになってきたというようなことから、これらの問題に対してどんな形で取り組んでいくんかということが、これからの作業になってくるんやろなというふうに考えておるところでございます。

こういうような活動を通じまして、地域作りに私ども農業委員会が貢献するということで、大変意義のある活動になってくるんかなと、そのように考えてございますので、どうかよろしく願いをしておきます。

それでは、これより議題に入ります。

・議 長

事務局から説明がありましたとおり、本日の会議は議事録作成のために録音を行っております。ご発言の際は、挙手の後、お名前をおっしゃってから行ってください。

事務局から本日の出席委員について報告をお願いします。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中9名の出席でございます。

なお、議席番号2番木下善久委員、議席番号7番田中一孝委員より欠席届が提出されております。以上です。

・議 長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、委員の皆さんにお諮りいたします。

本日の総会に傍聴希望者がいます。農業委員会等に関する法律第32条の規定により傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、傍聴を許可することに決定いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名人は、議席番号3番大西正明委員、議席番号4番大西敏夫委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案6件、報告2件です。

議案第1号 空き家に付随した農地の別段面積の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第1号 空き家に付随した農地の別段面積の設定について、橋本市空き家バンク制度に係る橋本市空き家に付随する農地の指定登録申請がありましたので、ご説明いたします。

この案件は、空き家に付随する農地の下限面積の引下げの適用の可否をご審議いただくものとなります。

整理番号1番の案件について、議案書の空-1ページと位置図の空-1ページをご覧ください。申請地は橋本市原田・・・、・・・、合計面積は・・・です。登記簿地目及び現況は田で、空き家の所在地は隣接する原田・・・となっております。

以上について、橋本市空き家に付随する農地の下限面積指定要領に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・東推進委員

推進委員の東です。現地を確認したんですけれど、土地管理も適正で、特に問題ないと思います。

- ・ 議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

・・・・・・・・

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 空き家に付随した農地の別段面積の設定について
を採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長
異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに
決定いたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を
上程し、事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て説明いたします。議案書の3-1ページと位置図の3-1ペー
ジをご覧ください。
整理番号1番の案件について、申請地は橋本市山
田・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・
の全10筆になります。登記簿地目及び現況は田及び畑で、今回
の申請は売買による所有権の移転で、空き家に付随する農地にな
ります。農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と新たに耕作
を始めようと考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びま
した。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて
合計・・・で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしていま
す。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は
水稻及び野菜を耕作する予定で、必要に応じて機械を購入します。
農業従事者は1名です。なお、譲受人、・・・は・・・に在住して
おりますが、休暇ごとに本市に訪れ農作業を行う予定であり、5
年後には橋本市に移住し本格的に営農を始めるということです。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市吉原・・・です。登記簿地目及び現況は畑です。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請者同士が親族で、譲渡人が生前贈与を行うため、本申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、軽トラック1台、トラクター1台、草刈り機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、3番の案件についてご説明いたします。位置図の3-3ページをご覧ください。申請地は橋本市原田・・・です。登記簿地目及び現況は畑です。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請者同士が親族で、病気で農業経営が困難になった譲渡人より本申請地を購入し、今までは手伝い程度に農業に従事してきた譲受人が今後後継者になり本格的に農業を始めるため、本申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、草刈り機2台、軽トラック2台を所有しており、農業従事者は3名です。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図の3-4ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・です。登記簿地目は田、現況は休耕地です。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と隣接地で農業を営んでおり農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しており、農業従事者は3名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・岡本委員

9番の岡本でございます。山田の1でございますが、・・・さんという人が来まして、5年後は定着してやるということで、これが成功すれば、非常に今後もいろいろと地域に活性化が出てくると思いますので、皆さんの、当局もひとつご協力のほど、よろしくをお願いします。

それから、ナンバー2でございますが、これはもう生前贈与ということで、特に問題ございません。以上です。

・議 長

3番。

・東推進委員

推進委員の東ですけれども、ここは県体育館の下の冬柿作っている柿畑なんですけど、適正に管理されていまして、なおかつ親族間の所有権移転ということで、特に問題ないと思います。

・議 長

4番。

・中家推進委員

推進委員の中家です。4番は、説明のとおりですが、休耕地となっていますが、一応雑草が生えている程度なので、畑として十分できるかと思いました。以上です。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・廣田委員

5番の廣田です。1番の案件ですが、先ほどちょっと事務局の説明によりますと、空き家に付随する農地やということを知ったように思うんですが、空き家に付随する農地ということは、先ほどの説明で、5年たったら空き家に来て、ここの百姓をするとい

うんか、それとも、土日に百姓しもて百姓するというんか、その間、5年間放りまくっとくというんか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが、お願いします。

・議 長

事務局、お願いします。

・事務局

只今の件ですが、5年間放っとくわけではなくて、売買契約を済ませた後、週末、休みのたびにこっちに来て生活しながら農業を進めていくというふうに伺っております。以上です。

・廣田委員

空き家はもう既にこれ売買はできとるんですか。

・議 長

事務局、どうぞ。

・事務局

空き家につきましては、売買契約が既に締結済みでございます。

・廣田委員

よく分かりました。ありがとうございました。

・議 長

どうぞ。

・大西（敏）委員

4番の大西です。年代というんですか、お年の方は大体いくつ位の方なんですか、この方は。

・議 長

事務局、どうぞ。

・事務局

申請人の年齢につきましては、45歳というふうに記載がございます。

- ・大西（敏）委員
ありがとうございます。
- ・議 長
事務局さん、地図で見たら、・・・さんを書いてあるやろ。これが空き家になるんか。ほんで、これを買うというんか。
- ・事務局
対象農地の真ん中というんですか、この・・・さんというお家、こちらが対象の家になっていまして、もう既に売買契約が締結されてございます。
- ・議 長
ほかにありませんか。

・・・・・・・・

- ・議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。
- ・事務局
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5－1ページ及び位置図の5－1ページをご覧ください。
整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋

本市野・・・、位置は・・・より南東、・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は畑、現況は休耕地です。譲受人は自身の資産形成のため太陽光発電施設を整備できる適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル144枚、合計出力62.64kW、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地南側の側溝に放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市清水・・・、位置は・・・より南、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は現在賃貸住宅で生活をしておりましたが、子どもが生まれたことにより手狭になり住宅の建設を考え適地を探していたところ、自身の父親となる譲渡人と30年間の使用貸借で話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、木造平屋建ての住宅を建設します。排水について、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て申請地北側の側溝へ、雨水については自然浸透及び申請地北側の側溝へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、1筆は譲渡人の所有地であり、もう1筆は同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお

願います。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。1番の件について、事務局の言うとおりに、問題ないと思います。

・廣田委員

5番の廣田ですが、2番の案件ですが、事務局の説明のとおりでありまして、不相当とする理由はございません。現地につきましては、萱野推進委員さんの方からよろしく願います。

・萱野推進委員

推進委員の萱野です。今、事務局並びに廣田委員の方から説明ありましたように、現状は数年位もう管理休耕になっておりまして、米は作っていないという状況です。それと、国道に面しておると、近隣に住宅がかなり建っておりますので、環境的には住宅にしても仕方がないのかなということで、問題ないと思います。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して、原案のとおり和歌山県知事に進達することに決定いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基-1ページから基-4ページと位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請につきまして、新規で6件、再設定で4件の合計10件申請が出ておりますが、代表して整理番号1番の案件を説明いたします。利用権の設定を受ける者は……。利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市……。……。……。現況地目は畑で、利用権を設定する面積の合計は……。……。……。となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の期間は9年間となっております、利用権の設定を受ける者の耕作面積は約……。……。……。継続、再設定の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地につきまして、新規及び再設定合計21筆、……。……。……。となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明あれば申し上げます。

・萱野推進委員

推進委員の萱野です。4番、……。……。さん、この水田は2年位前から管理休耕になっておりまして、年間2回ほどトラクターですいておったんですが、ちょうどこの……。……。というのが、奈良県吉野郡大淀町になっておりますが、生まれは橋本市南馬場でございます。この周辺で生まれて、今、五條の方で住んでおられるということで、非常に、簡易ハウスでトマトなりキュウリを大量に生産しておられる青年です。そういうことで、野菜を今現在、白菜を全面積植え付けてございます。非常に、国道のはたでございまして、非常に、草を生やしておる所の現状ですので、非常に、作っていただいてありがたいことかなというふうに思います。以上です。

- ・ 議 長
ほかに追加説明はありませんか。

．．．．．

- ・ 議 長
それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

．．．．．

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権の設定について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局
それでは、議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。
議案書の中－1 ページから中－3 ページをご覧ください。申請につきましては合計 6 件ですが、代表して整理番号 1 番の案件を読み上げます。位置図の中－1 ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市出塔……。合計 3 筆と

なっております。現況地目は畑で、面積は合計・・・となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は3年間となっております。

なお、今回利用権を設定する土地は全部で17筆、合計・・・となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなっております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があれば、お願いします。
ありませんか。

.....

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第6号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第6号についてご説明申し上げます。議案書につきまして

は、西畑地区換地計画書を付けさせていただいております。そちらをご確認いただきます。

土地改良法第96条の4において準用する同法第52条第8項の規定による土地改良事業西畑地区の換地計画について、橋本市長より同意を求められているものです。

本議案につきましては、事業主体である橋本市が土地改良事業の換地計画を定め、和歌山県知事の認可を受けなければならないことから、その申請に際し橋本市農業委員会の同意書の添付が必要とされているため、皆様をお願いをするものとなります。

換地計画の概要についてご説明いたします。

換地予定地は・・・からの・・・沿いに位置する清水・西畑地区で進められている整備事業で、合計面積・・・、内訳としましては、畑が・・・、道路、水路及びため池が・・・となっております。関係農家数は14あり、団地数が従前の31から19となります。1団地当たりの面積は従前の・・・から・・・となります。

換地計画書には換地前の現形図及び確定測量図を一番最後に添付しております。今後、従前の地番等を抹消し、新字名、新地番を記載した地図を法務局に提出し記載するという手続を進めることとなります。

なお、本換地計画に係る土地の権利者の同意書が添付されて提出されており、同意することによる支障はないものと判断をいたしました。委員の皆様にはご審議のほど、よろしく願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 廣田委員

5番の廣田ですが、事務局にお尋ねしますが、換地後の地番というのはもうここに書かれている地番で確定ということですか。今までは暫定地番やったように思うんですが、いかがでしょう。

・ 事務局

地番につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、法務局に提出をして、これから認められていくということに

なりますので、これはあくまでも、担当課ではないので申し訳ないんですが、仮地番というふうにお考えいただいて結構かと思えます。

ただし、確定測量が終了しておりますので、このまま同じ数字が使われるものと事務局では判断しております。以上です。

・ 廣田委員

ありがとうございます。

・ 議 長

ほかにありませんか。

・ 向井推進委員

推進委員の向井です。基本的なことで申し訳ないんですが、換地という言葉がもうひとつ私、初めて聞きまして、どういうことか分かりませんので、説明をお願いします。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

資料の一番最後から2枚目をご覧ください。従前の原形図というものを付けさせていただいております。こちらにつきましては、ご覧のとおり一目瞭然で、いろんな形の農地がもうばらばらに点在しております。それを、一番最後のページめくっていただいて、こういうふうを整備された区画にするというものになります。ですので、元々あった地番がなくなってしまうたり、元々あった地番の面積が大きくなったりします。この作業が換地というところになります。以上です。

・ 向井推進委員

分かりました。ありがとうございます。

・ 議 長

ほかにありませんか。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第6号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について を採決いたします。

本計画に同意することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について、本委員会は同意することに決定をいたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、及び報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について、事務局に報告を求めます。

・事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。

議案書の18-1及び位置図の18-1をご覧ください。整理番号1番の案件について、申請地は橋本市胡麻生・・・、・・・。賃貸人は・・・、賃借人は公益社団法人和歌山県農業公社。中間管理事業での使用貸借権で、借手の自己都合により令和2年10月15日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の18-2をご覧ください。申請地は橋本市山田・・・、・・・、・・・。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。基盤強化法による使用貸借権で、売買のため令和2年8月29日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号3番の案件について、申請地は橋本市山田・・・。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。戦前からの小作契約で、売買のため令和2年10月11日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号4番の案件について、申請地は橋本市山田・・・、・・・。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。戦前からの小作契約で、売買のため令和2年10月24日付で合意解約が成

立した旨の通知がありました。

以上、報告いたします。

・事務局

報告第2号 農地中間管理事業による利用権設定についてご説明いたします。

議案書の中報－1ページをご覧ください。中間管理権を取得しました和歌山県農業公社より権利が設定された通知がありましたので、ご報告いたします。

整理番号1番から4番につきまして、9月定例会で承認された案件になっております。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

・議長

報告1号、2号は以上でございます。

議員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

・廣田委員

この三重県の・・・という人、先ほどの3条の規定であがってきた方だと思んですが、この方は小作を解除して、そして、この土地、違う土地を借りるという解釈でよろしいん。違うんか。いわゆる、小作をしとった人が、・・・さんが解除をするわけでしょう。

・議長

どうぞ。

・事務局

只今の質問の件ですが、先ほど3条の際にご審議いただいたものですけれども、3条の売買契約をするがために、まずこの、今乗っかっとする小作権等を解除しなければ3条の所有権移転できませんので、解除するものとなります。

・廣田委員

ありがとうございます。以上です。

・議長

ほかにご意見、ご質問ないですか。

.....

・議 長

ないようですので、それでは、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和2年11月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年11月11日

会 長 土井 清美 ⑩

3 番 大西 正明 ⑩

4 番 大西 敏夫 ⑩